［不許複製］

安全衛生教育について

株式会社　コネクティル
代表取締役社長　坂口 健太郎

当社は、労働安全衛生法第５９条第１項及び第２項に基づき、従業員を雇い入れたとき又は従業員の作業内容を変更したときは、当該従業員に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行う。教育の主な内容は下記の通りである。また、災害等の発生をなくすため、安全衛生心得を厳守すること。なお、未だ受講していない者は必ず申し出て受講すること。

① 機械等、原材料等の危険性や有害性、及びこれらの取扱方法に関すること
② 安全装置、有害物制御装置又は保護具の性能、及びこれらの取扱方法に関すること
③ 作業手順に関すること
④ 作業開始時の点検に関すること
⑤ 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること
⑥ 整理、整頓及び清潔の保持に関すること
⑦ 事故時等における応急措置及び退避に関すること
⑧ その他当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

安全衛生心得

⑴一般心得	① 好き嫌いなく食べ、睡眠をよく取る。 ② 深酒をしない。 ③ 適度の運動をし、疲れを取る。 ④ 楽しく仕事をするように努める。 ⑤ 笑顔で人と接する。 ⑥ 整理整頓を心掛ける。 ⑦ 作業通路に物を置かない。 ⑧ はい、いいえ、ありがとう、すみませんの４つの言葉がすぐ出るように努める。 ⑨ 火災・爆発等の原因となる火気に注意する。 ⑩ 災害等が発生したら直ちに上司に報告し、必要な措置をとる。 ⑪ 自己の金銭・物等については、就業中も自己責任において管理を徹底する。 ⑫ 就業中、飲酒、喧嘩、暴行、脅迫、傷害等秩序や風紀を乱す行為を行わない。
⑵防火･防災	① 喫煙や火気使用後の火の始末を徹底する。 ② プロパンガスや電気器具等の防火点検を毎日必ず実施する。異常があった場合には、直ちに上司に報告する。 ③ 消火器具の設置状況及び取扱いについて知っておく。 ④ 非常口・避難経路・避難場所を確認しておく。 ⑤ 非常時のエレベーターの利用禁止（エレベーター内にいる場合は、全ての各階ボタンを押す）。 ⑥ 転倒しそうな書棚、備品等の前面から離れる。 ⑦ 防災用品の各従業員による準備　　例：食料･水･携帯ラジオ･懐中電灯･処方薬･自宅までの地図等。 ⑧ 緊急の場合の電話連絡網（会社・家族・病院等）を確認しておく。
⑶機械等	① 機械等作業によるはさまれ、巻き込まれ及び切創災害を防止する。なお、災害等発生の原因となりやすい服装等にも注意する。 ② 機械等の操作に軍手を着用しない。 ③ 定められた以外の方法で機械等を操作しない。 ④ 自動機械等の回転中にドアを開かない。 ⑤ 機械等の運転者は、始業前点検を必ず行う。
⑷健康診断・自己管理	① 会社が実施する健康診断は受診しなければならない。 ② 健康診断の結果、精密検査を必要とする場合は、自己の責任において精密検査を受診し必要な処置を受けなければならない。 ③ 医師等から業務への従事を禁止された場合、体調がすぐれない、気分がよくない等の場合は、業務に従事してはならない。 ④ 自分の現在の業務が過重な業務負荷であると感じた場合は、直ちに上司に申し出る。 ⑤ 既往症等により労働制限事項がある場合には、医師による具体的な制限事項を自己の責任において申告する。制限事項の増減時、配置転換打診時においても同様に申告する。 ⑥ 会社は、業務外での暴飲暴食・過度喫煙・夜ふかし・肥満・精神障害等の私生活の乱れ等又は持病等による発症等については、事業場内で発症したとしても責任は負わないので、私生活においては自分自身で自己管理を徹底する。

以上、上記を理解しました。